



同時発表：北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、
北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局
中国運輸局、四国運輸局、九州運輸局、
沖縄総合事務局

令和2年8月5日
観 光 庁

Go To トラベル事業に参加している宿泊施設における 感染防止対策の実施状況の調査について

多客期を前に、Go To トラベル事業に参加している宿泊施設の新型コロナウイルス感染防止対策の実施状況について調査を行います。

Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を確立し、普及・定着させることを目的とした重要なチャレンジであります。

そのため、事業に参加する観光関連事業者と旅行者の皆様の双方にしっかりとした感染症拡大防止策を講じていただくことを求めているところです。

宿泊施設においては、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設等での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件になっております。

多客期を前に、下記のとおり、Go To トラベル事業に参加している宿泊施設に対し、各地方運輸局が主体となり、感染防止対策の実施状況の調査を行います。

記

1 実施時期

8月6日(木)、7日(金)

2 調査概要

- 各地方運輸局が主体となり、Go To トラベル事業運営事務局と協力して、宿泊施設を個別に訪問し、参加条件である「感染拡大防止に当たっての措置」の実施状況を確認します。
- 実施が不十分な項目については、現場等を確認した上で、助言を行うとともに相談に応じます。

【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 担当：三宅、佐藤（雅）

TEL 03-5253-8111（内線 27902、27911）

03-5253-8972（直通）

FAX 03-5253-8123